

# 社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

## 行事等の共催及び後援に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が行事又は事業（以下「行事等」という。）を実施するに当たり、社会福祉法人北斗市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共催又は後援をする基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 共催

団体等と本会がともに行事等の主体となって、短期間の行事等を行い、かつ、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。

#### (2) 後援

団体等が主催する行事等の趣旨に賛同し、名義の使用を承諾することをいう。

### (名義の名称)

第3条 会長が承諾する共催及び後援の名義は、「社会福祉法人北斗市社会福祉協議会」とする。

### (主催・後援の承諾基準)

第4条 会長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催又は後援の承諾をするものとする。

(1) 本会の活動の推進に寄与すると認められる行事等であること。

(2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした行事等であること。

(3) 堅実な活動実績を有し、かつ、行事等の遂行能力が十分であると認められる者が主催する行事等であること。

(4) 行事等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。

(5) 収益を伴う行事等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する行事等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事等については、共催又は後援を承諾しない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 本会の政治的中立性を損なうおそれのあるもの

(3) 本会の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの

(4) 営利を目的としているもの

(5) その他、本会の運営に関する活動方針に反するもの

3 会長は、必要があると認めるときは、第1項の承諾に条件を付することができる。

(許可の申請)

第5条 本会の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として行事等を実施する1ヶ月前までに行事等共催・後援申請書(第1号様式)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が認める場合は、この限りでない

2 前項に定める書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 行事等の計画書
- (2) 行事等の予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(承諾等の通知)

第6条 会長は、共催又は後援を承諾する場合には、行事等共催・後援承諾通知書(第2号様式)を、承諾しない場合には、行事等共催・後援不承諾通知書(第3号様式)を、主催者に交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第7条 主催者は、共催又は後援の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等の変更があった場合には、速やかに会長にその旨を届け出なければならない。

(承諾の取消)

第8条 会長は、共催又は後援を承諾した後、当該事業が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、行事等共催・後援承諾取消通知書(第4号様式)を主催者に交付し、承諾を取消すものとする。

- (1) 第4条に定める要件を具備しなくなったと認められるとき
- (2) 第5条に定める申請書等の内容に虚偽の事項があったとき
- (3) その他不適当な行為があると認められるとき

(事務取扱担当課)

第9条 共催又は後援の申請受付、承諾等に係る事務は、総務課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

## 行事等共催・後援申請書

年 月 日

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会長 様

申請者 団体住所 〒

---

団体名称

---

代表者氏名

印

---

連絡先 TEL

---

下記のとおり行事等を開催するので、貴会の共催・後援をお願いしたく申請します。

記

1 行事等の名称

2 主催者・後援者名

3 行事等の趣旨

4 場所・日程

5 参加予定者数及び参加の方法

6 ポスター・広告・賞状等

7 収支予算